

平成23年 5月 11日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530009

研究課題名（和文）近代国家の動力因としての「生きる権利」の保障に関する歴史研究

研究課題名（英文）A Historical Study on Right of Existence as the Efficient Cause of Modern State

研究代表者

波多野 敏（HATANO SATOSHI）

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授

研究者番号：70218486

研究成果の概要（和文）：フランス革命下の法理論では、個々の人間の生存保障は、国家が責任を持つべき法的問題であった。この「生きる権利」の保障は、単に貧民を生かすだけでなく、貧民を、自律した市民・企業家に変容させるためのものであった。本研究では、貧民の援助は、社会全体を道徳化し、自由市場を基礎とする自由主義的国家を存立させるための統治技術であったことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：Under the French Revolution, nation is legally responsible for securing existence of people. Nation ought to provide some means of livelihood to guarantee the right of existence. Furthermore, through guarantee the right of existence, the poor should be transformed autonomous citizen and entrepreneur. This study has shown that assistance of the poor is a governmental technology for moralization of whole society and for securing the continued existence of free nation based on free market.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：法制史

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：西洋法制史、フランス法制史、フランス法、フランス革命、生存権、公的扶助

1. 研究開始当初の背景

(1) 戦後人権論の出発点ともなった我妻榮

の人権論は、ドイツにおけるワイマール憲法の社会権保障を参照しながら、自由権と社会権を国家の関与の有無から区別する。こうした理解は、現在でも通説的な理解となっているが、この理解の下では、フランス革命期の社会権的権利については、当時の経済的自由を補充するものにすぎないと考えられている。

(2) フランス革命期の法理論については、従来、実定法学からの研究が主流で、厳密な歴史的方法が適用されなかった。また、一般史からはマルクス主義的な社会経済史的アプローチが行われており、法理論は社会経済構造の反映として捉えられるだけで、国家論や法理論そのものについては十分に解明されておらず、こうしたことが革命期の社会権的権利の理解を妨げている。

(3) これにたいして、従来とは異なったアプローチをするのがミシェル・フーコーの権力論である。とりわけ、生前の著作にくわえて、近年公刊された1976-1979年の講義は、「主権的権力」「規律型権力」とは異なる、個々人を生かす権力としての「生権力」の特質を詳細に論じており、革命前後の法史研究にも手がかりを与えてくれた。このフーコーの議論を基礎に、フーコーの影響下にある、カステル、エヴァルドらの社会学的研究のほか、ロザンヴァロンの政治学的研究、また伝統的な法史研究の泰斗アンベールの法制史的な救貧制度の成果を利用することができた。

2. 研究の目的

フランス革命期の「生きる権利」の保障について、一人一人の国民を生かしつつ、統治主体としての「市民」、市場での経済主体としての「企業家」を生み出し、また同時に共和国全体の繁栄をめざす「生権力」的な

統治技術という観点から歴史的事実的に検討することで、革命期の人権論の特質と共和国の統治構造を明らかにすることが本研究の目的であった。このために以下の点を明らかにした。

(1) 革命下、共和国の目的はあらゆる貧困を消滅させることであると言われ、共和国は、各人の「生きる権利」の保障を国家存立の枢要の目的と捉え、そのために諸政策を展開していたことを明らかにし、また同時にこうした政策が、貧民を自律した市民・起業家へと変容させ、社会全体を道徳化することとも密接に関連していたことを明らかにする。

(2) 一七九二年の共和政の成立後、「生きる権利」の保障のために社会保障制度が制定され、さらに一七九四年七月のテルミドールのクーデタ以後、山岳派独裁期に作られた制度が変容してゆく歴史のプロセスを議会報告、行政文書などから明らかにする。

(3) 革命期、特に一七九三年からの山岳派独裁期に法制化された社会保障制度の理論的基礎と制度の性格、実践的帰結を当時の著作、議会報告、行政文書によって具体的に明らかにし、革命期に目指された生存の保障が、単に自由主義的な市場経済を補足するためのものでなく、自由主義国家の基盤としての私有市場を作り出すために不可欠の要素となっていたことを明らかにする。

(4) 「生きる権利」保障を通じた統治主体、経済主体の形成は、自由主義的实践であると同時に、公的な物事に関わる共和国 *re-publique* を、人間存在全体を包含する全体主義的国家 *re-totale* へと変貌させる契機をも秘めていることを、革命期の「生きる権利」の保障をめぐる歴史プロセスの変容から明らかにし、「生きる権利」の保障が、自由主義国家、福祉国家、さらには全体主義国家に共通する近代国家を動かしてゆく動力因

となっていることを明らかにする。

3. 研究の方法

伝統的な革命史では、社会経済史的な観点から、ブルジョワジーや民衆といった革命の主たる担い手の変遷という観点から、制度や権利の変容が捉えられてきているが、本研究ではむしろ、各時期の法制度の理論構造を歴史的に解明することが課題となった。

このために、各種の法令、議会議事録の検討によって、法制度の基本構造を明らかにすることがまず必要であった。また議会の議論の背景を解明するために、議会の議論から離れて、当時、大きな政治的役割を果たした思想家、政治家たちの著作を検討すること、制度の具体的運用について明らかにするために、行政文書等の検討も必要となった。

(1) 本研究の基本的な資料はArchives parlementairesや、Moniteursなどの議会議事録である。これに加えて、三つの史料集 Camille BLOCH, “Recueil des principaux textes législatifs et administratifs concernant l’assistance de 1789 à l’an VIII; Camille BLOCH et Alexandre TUETÉY (éd.), Procès-Verbaux et rapports du comité de mendicité de la constituante 1790-1791; Alexandre TUETÉY (éd.), L’Assistance publique à Paris pendant la Révolution が基本史料であり、こうした基本資料、とりわけ議会議事録の検討によって当時の法令から諸制度の基本的構造は解明できた。

(2) 議会での議論の背景にある思想について、議会の議論だけでは十分に表現されていないことが多く、こうした点については、当時の論者の著作や残された各種文書の検討をおこなった。シエースやコンドルセ、ロベ

スピエール、サン・ジュストなどなど革命のプロセスの中で主要な役割を果たした論者の著作について検討した。このために、日本国内の図書館を調査したほか、日本国内で十分な資料がない著者については、2008年および2009年夏にフランス国立図書館において資料調査を行うことができ、とりわけシエースの思想や教会の所有論等について新しい知見を得ることができた。

(3) 制度の運用実態を把握するためにフランスの地方の公文書館での調査が必要となった。これについては、2009年および2010年の夏にコード・ドール県公文書館を中心に資料調査を行った。公文書館の調査では、革命初期立憲議会の下で救貧委員会がおこなった調査の記録や、各種の法令に関する詳細な通達、法令を実際に施行するための各種の書類、特に中央政府と地方の書類のやりとりをある程度解明することができ、制度の具体的運用について一定程度明らかにすることができた。

4. 研究成果

革命下、共和国の目的はあらゆる貧困を消滅させることであると言われ、共和国は、各人の「生きる権利」の保障を国家存立の枢要の目的と捉え、諸政策を展開していた。従来から、一七九三年人権宣言で公的扶助が社会の責務であると言われたことはよく知られており、また恐怖政治の時期に一定程度社会保障制度が整備されたこと自体はいくつかの研究で言及がある。しかし、この時期の制度化と、アンシャン・レジーム末や革命初期からの議論との関連は十分に解明されておらず、生存権的考え方は、恐怖政治の時期の、ロベスピエールらによって提唱されたものであるかのような理解がされてきた。これに対して、本研究で明らかにできた主要な点は

以下の通りである。

(1) 革命期の公的扶助制度については、立憲議会化に置かれた救貧委員会以来熱心な議論が続けられてきたもので、一七九三年人権宣言や恐怖政治の時期に整備された公的扶助制度も、基本的にはこうした革命初期からの議論の延長線上で考えられるものであり、恐怖政治の時期に特有のものではない。恐怖政治の時期に具体的な立法が行われたのは、アンシャン・レジームの悪しき制度に対して、革命がより良き制度を構築するということを示さなければならないという政治的意味も大きかった。こうした政治的な色彩は、この時期の議論の至る所に見取ることができるし、新しい共和国に不幸な者がいてはならないという革命の理想が、扶助制度の構築の一つの原動力となったことは否定できない。その一つの表れが最高存在の祭典などにおける貧者の位置づけである。

ロベスピエールの生存権論は、政治的意味合いを強調するものとして理解できるが、現実の制度の内容は革命初期以来の議論の枠内にあり、特に恐怖政治の時期に生存権的考え方が生じてきたとは言えない。

(2) また、公的扶助制度は、それ単独で行われているものではなく、教会財産や亡命者財産の売却による土地所有の拡大策、労賃と生活必需品の価格のバランスをとるための経済政策とも密接に関わっている。革命期の「生きる権利」の保障は、公的扶助制度のみならず、土地所有拡大策や、自由主義的あるいは統制主義的な経済政策とも関わりながら、所有・労働・扶助の三者をバランスよく保障することで生存の手段を確保し、自律した市民や起業家を生み出す政策としても考えられる。

一七九二年末から一七九三年にかけての革命期の「生きる権利」を保障するための諸政

策は、救貧委員会以来、こうした政策を通じた統治主体、経済主体の形成を目指すものであった。こうした政策は、単に貧民を生かすだけでなく、貧民を、自律した市民・企業家に変容させるためのものであった。貧民の援助は、社会全体を道徳化し、自由市場を基礎とする自由主義的国家を存立させるための統治技術であったことを明らかにした。

(3) しかし、こうした政策は、政治的意味合いが強調された恐怖政治の時期によくしめられているように、自由主義的实践であると同時に、公的な物事に関わる共和国 *re-publique* を、人間存在全体を包含する全体主義的国家 *re-totale* へと変貌させる契機をも秘めていたことは一七九五年憲法をめぐるシエース議論でも指摘されている。「生きる権利」の保障が、自由主義国家、福祉国家、さらには全体主義国家に共通する近代国家を動かしてゆく動力因となっていることが明らかにされた。

(4) 本研究は、従来憲法学を中心とした実定法学の観点から行われることが多かった革命期の生存権論について、社会経済史的観点よりむしろ法制史的観点から行った研究であり、また印刷された議会議事録だけでなく、地方文書館に残されているマニュスクリプトを研究の対象とした点で従来に無い観点、対象からの研究である。本研究によって、革命期の公的扶助制度中心とした生存権論の、統治技術としての側面をあきらかにできた。この成果は、今後、近現代の法システムや人権論を自由主義的な法主体の形成という観点から考えていくための実証的基礎となりうるものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕（計2件）

1. 波多野敏、フランス革命期の公的扶助制度の形成-国民公会期を中心に（一）、岡山大学法学会雑誌、査読無、2011、433-475.
2. 波多野敏、所有・労働・扶助-フランス革命期における生存の手段、岡山大学法学会雑誌、査読無、2010、521-570.

〔学会発表〕（計1件）

1. 波多野敏、フランス革命期における市民権の基礎、法制史学会近畿部会、2009年10月17日、京都大学.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

波多野 敏 (HATANO SATOSHI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授

研究者番号：70218486

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし